

○江戸川区立図書館条例

平成五年三月三十一日条例第十八号

改正

平成一二年 三月条例第一二号
平成一二年一二月条例第七九号
平成一六年 三月条例第一七号
平成一七年 三月条例第二一号
平成一九年 三月条例第二四号
平成二〇年一二月一〇日条例第三七号
平成二一年一二月一五日条例第三七号
平成二二年 六月二五日条例第一七号
平成二三年 七月一五日条例第一八号
平成二五年 三月二九日条例第二七号
平成二六年 三月二〇日条例第三六号

江戸川区立図書館条例

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成二〇年条例三七号〕

(設置)

第二条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の定めるところにより、図書、記録その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、保存して、区民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を次のとおり設置する。

名称	位置
江戸川区立中央図書館	江戸川区中央三丁目一番三号
江戸川区立小岩図書館	江戸川区東小岩三丁目六番九号
江戸川区立松江図書館	江戸川区松江二丁目一番一〇号
江戸川区立小松川図書館	江戸川区平井一丁目一一番二六号

江戸川区立篠崎図書館	江戸川区篠崎町七丁目二〇番一九号
江戸川区立葛西図書館	江戸川区江戸川六丁目二四番地一
江戸川区立西葛西図書館	江戸川区西葛西五丁目一〇番四七号
江戸川区立東葛西図書館	江戸川区東葛西八丁目二二番一号
江戸川区立東部図書館	江戸川区江戸川二丁目三五番地六
江戸川区立篠崎子ども図書館	江戸川区篠崎町三丁目一二番一〇号
江戸川区立鹿骨コミュニティ図書館	江戸川区鹿骨一丁目五四番二号 鹿骨区民館内
江戸川区立清新町コミュニティ図書館	江戸川区清新町一丁目二番二号 清新町コミュニティ会館内

一部改正〔平成一二年条例一二号・一六年一七号・一七年二一号・一九年二四号・二一年三七号・二二年一七号・二三年一八号〕

(事業)

第三条 図書館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 図書館資料の館内閲覧及び館外貸出し
- 二 区内にある学校図書館及び読書施設に対する協力
- 三 図書館資料の相互貸借
- 四 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励
- 五 時事に関する情報及び参考資料の紹介
- 六 図書館資料の利用相談
- 七 館報その他読書資料の発行
- 八 付帯施設の利用に関すること。
- 九 その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

一部改正〔平成一二年条例一二号〕

(開館時間及び休館日)

第四条 開館時間及び休館日は、教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める。

一部改正〔平成一九年条例二四号〕

(利用の制限)

第五条 第十三条の規定により委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）は、図書館の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限することができる。

- 一 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- 三 設置目的に反するおそれがあると認めるとき。
- 四 その他管理上支障があると認めるとき。

一部改正〔平成一九年条例二四号・二五年二七号〕

(付帯施設の利用手続)

第六条 別表第一に定める付帯施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならぬ。

- 2 指定管理者は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 利用の承認を受けた者は、直ちに利用料金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。

一部改正〔平成二〇年条例三七号・二三年一八号・二五年二七号〕

(付帯施設の利用料金)

第七条 付帯施設の利用料金にあっては、別表第二及び別表第三に定める額の範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定めるものとする。

- 2 付帯設備及び器具の利用料金は、規則で定める。
- 3 指定管理者は、あらかじめ委員会が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一二年条例一二号・二〇年三七号・二三年一八号・二五年二七号〕

(利用料金の不還付)

第八条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

一部改正〔平成二〇年条例三七号・二五年二七号〕

(特別の設備等の使用)

第九条 利用者は、付帯施設の利用に際し、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備及び器具以外の物を使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成一二年条例一二号・二〇年三七号〕

(利用承認の取消し等)

第十条 指定管理者は、付帯施設の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

利用の承認を取り消し、又は制限し、若しくは停止することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。
- 二 利用の目的に反し、又は利用の条件に違反したとき。
- 三 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- 四 その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

一部改正〔平成一九年条例二四号・二〇年三七号〕

(原状回復の義務)

第十一條 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が執行し、その費用を利用者から徴収する。

一部改正〔平成二〇年条例三七号〕

(損害賠償の義務)

第十二条 利用者は、図書館資料を毀損し、又は滅失したときは、同一又は相当金額の資料を賠償しなければならない。

- 2 利用者は、施設、設備又は器具等を毀損し、又は滅失したときは、委員会の定める損害額を賠償しなければならない。
- 3 前二項の場合において、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成二三年条例一八号〕

(図書館の管理)

第十三条 図書館の管理は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、委員会が指定する者に行わせることができる。

追加〔平成一九年条例二四号〕、一部改正〔平成二〇年条例三七号〕

(指定管理者が行う業務)

第十四条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 図書館の利用及び運営に関すること。
- 二 第三条に規定する事業の実施に関すること。
- 三 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務に関すること。

追加〔平成一九年条例二四号〕、一部改正〔平成二〇年条例三七号〕

(指定管理者の指定等)

第十五条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、図書館の設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

追加〔平成一九年条例二四号〕

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一九年条例二四号〕

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。

(江戸川区立図書館設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 江戸川区立図書館設置条例（昭和二十五年九月江戸川区条例第七号）

二 江戸川区立図書館使用条例（昭和二十五年十一月江戸川区条例第八号）

付 則（中間省略）

付 則（平成一二年一二月二〇日条例第七九号）

1 この条例は、平成十三年二月一日から施行する。

2 この条例による改正後の江戸川区立図書館条例別表第二の規定は、平成十三年七月一日以後に利用する者から適用し、平成十三年七月一日前に利用する者については、なお従前の例による。

付 則（中間省略）

付 則（平成一九年三月二〇日条例第二四号）

この条例は、江戸川区教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第十二条の次に三条を加える改正規定（第十五条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（平成二十年七月教育委員会規則第二十六号で、同二十年七月六日から施行）

付 則（平成二〇年一二月一〇日条例第三七号）

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の江戸川区立図書館条例の規定に基づき指定管理者が行う利用の承認その他の江戸川区立図書館の管理のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則（平成二一年一二月一五日条例第三七号）

- 1 この条例は、江戸川区教育委員会規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は公布の日から施行する。（平成二十二年三月教育委員会規則第二号で、同二十二年四月二十九日から施行）
- 2 この条例による改正後の江戸川区立図書館条例の規定に基づき江戸川区教育委員会が行う江戸川区立篠崎子ども図書館の管理のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則（平成二二年六月二五日条例第一七号）

- 1 この条例は、江戸川区教育委員会規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成二十二年十二月教委規則第十七号で、同二十二年十二月二十三日から施行）
- 2 この条例による改正後の江戸川区立図書館条例の規定に基づき江戸川区教育委員会が行う江戸川区立東部図書館の管理のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則（平成二三年七月一五日条例第一八号）

- 1 この条例は、江戸川区教育委員会規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成二十三年十二月教委規則第二十二号で、同二十四年一月二十二日から施行）
- 2 この条例による改正後の江戸川区立図書館条例の規定に基づき江戸川区教育委員会が行う利用の承認その他の江戸川区立小岩図書館の管理のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則（平成二五年三月二九日条例第二七号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

付 則（平成二六年三月二〇日条例第三六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の江戸川区立図書館条例別表第二及び別表第三の規定は、施行日以後に

利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表第一（第六条関係）

図書館	付帯施設
小岩図書館	集会室第一
	集会室第二
	音楽室
	視聴覚室
西葛西図書館	西葛西ギャラリー

全部改正〔平成二三年条例一八号〕

別表第二（第七条関係）

付帯施設利用料金

付帯施設	午前の部	午後の部	夜間の部	全日
	午前九時～正午	午後一時～午後四時三十分	午後五時三十分～午後九時三十分	午前九時～午後九時三十分
西葛西ギャラリー	一、九五〇円	二、二六〇円	二、六七〇円	六、八八〇円

備考

- 一 中間時間（各利用時間帯の間の時間帯をいう。以下同じ。）に限り、管理上支障がないと認められるときは、既に利用の承認を受けている利用時間を繰り上げ、又は繰り下げて利用することができる。この場合において、次の区分による超過利用料金を追徴する。
 - イ 正午から午後一時まで 午前の部の規定利用料金の一時間相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。以下同じ。）
 - ロ 午後四時三十分から午後五時三十分まで 午後の部の規定利用料金の一時間相当額
- 二 各利用時間帯は、継続して利用することができる。この場合においては、それぞれの中間時間に係る料金を徴収しない。
- 三 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、次の区分による利用料金を増徴する。

- イ 入場料等の額（入場料等の額に差があるときは、その最高額。以下同じ。）が一、〇〇〇円を超える二、〇〇〇円以内のとき 規定利用料金の五割相当額
- ロ 入場料等の額が二、〇〇〇円を超える三、〇〇〇円以内のとき 規定利用料金の七割五分相当額
- ハ 入場料等の額が三、〇〇〇円を超えるとき 規定利用料金の十割相当額

四 前号に該当する者が第一号の規定の適用を受ける場合においては、第一号中「規定利用料金」とあるのは、「規定利用料金に第三号に定める増徴割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

五 西葛西ギャラリーは、会議室として利用することができる。この場合においての利用料金は次のとおりとし、第三号の規定を準用する。

種別	利用料金（一時間単位）
会議室（第一）	四一〇円
会議室（第二）	四一〇円

六 前号の利用をする場合、一時間を超える利用時間については、三十分を単位として利用することができるものとし、当該単位にあっては、規定利用料金の五割を徴収する。

全部改正〔平成二六年条例三六号〕

別表第三（第七条関係）

付帯施設	利用料金（一時間単位）
集会室第一	四一〇円
集会室第二	二一〇円
音楽室	三一〇円
視聴覚室	六二〇円

備考

- 一 一時間を超える利用時間については、三十分を単位として利用することができるものとし、当該単位にあっては、規定利用料金の五割を徴収する。
- 二 利用者が入場料等を徴収する場合は、次の区分による利用料金を増徴する。
- イ 入場料等の額が一、〇〇〇円を超える二、〇〇〇円以内のとき 規定利用料金の五割相当

額

- 入場料等の額が二、〇〇〇円を超えるとき 規定利用料金の七割五分相当額
 - ハ 入場料等の額が三、〇〇〇円を超えるとき 規定利用料金の十割相当額
- 全部改正〔平成二六年条例三六号〕